

令和6年度岡山県障害者虐待防止・権利擁護研修実施要項

1. 目的

障害者虐待は、障害のある人の人権を著しく侵害するばかりか、虐待に遭った障害のある人の自立や社会参加に深刻な影響を与えることが懸念されています。

このような中、平成24（2012）年には障害者虐待防止法が施行され、障害者虐待の予防や早期発見、適切な対応に向けての体制整備が図られたところです。

一方、障害者虐待を防止するためには、このような体制整備と相まって、虐待の相談・通報に関わる窓口の職員や障害者支援に深く関わる施設等従事者が、迅速かつ適切な対応をとることが肝要であり、また、令和4（2022）年度から、障害福祉サービス事業所等において、①従業者への研修実施、②虐待防止委員会の設置、③虐待防止担当者の設置が義務化されました。

本研修は、こうした認識に基づき、障害者虐待防止を担当する市町村職員（市町村虐待防止センター職員）・県職員や障害者福祉施設等の管理者・職員等を対象として基礎的な知識の修得と支援技術の向上、さらには施設等における虐待防止措置の徹底を図ることを目的として実施します。

今年度についても、昨年同様集合形式での開催は行わず、オンラインでの開催とします。

なお、本研修の一部は、厚生労働省が主催して一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会が受託実施した「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」（令和6年度厚生労働省障害者虐待防止・権利擁護事業）の伝達研修であることを付記します。

2. ねらい

本研修は、障害者虐待防止に携わる職員として必要な基礎資質の向上と取組の推進をめざし、以下をねらいとして実施します。

○障害者虐待防止対策の必要性を理解し、予防や対応策の作成に向けての動機付けを図ります。

○障害者福祉施設・事業所等の役職員又は市町村（県）職員として、虐待の予防や対応に必要な組織体制、機関・職員連携の方法を理解し、特に、障害福祉サービス事業所等においては、虐待防止措置として求められる①従業者への研修実施、②虐待防止委員会の設置、③虐待防止担当者の設置への確実な対応を促します。

○虐待の予防や早期発見、適切な対応に資する知識や技術の基礎を修得し、実践力の向上を図ります。

3. 主催

実施主体 岡山県

受託団体 公益社団法人岡山県社会福祉士会（岡山県障害者権利擁護センター）

4. 対象

県及び市町村の障害者虐待防止担当者、市町村虐待防止センター職員等

障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所の管理者・職員（サービス管理責任者等）

その他、障害者虐待防止・権利擁護に関係する者

5. 研修カリキュラム

科目	獲得目標	時間	講師
共通研修 1 1. 研修の趣旨、虐待防止関連の最新情報、通報の意義と通報後の対応 2. 警察への通報の必要性	1. 障害者虐待防止に係る今年度からの変更点等を理解する。 2. 通報の意義と通報後の対応について理解する。 3. 警察への通報の必要性について理解する。	20 分 20 分	岡山県子ども・福祉部指導監査課 主事 豊田 梨紗子 岡山県警察本部生活安全部人身安全対策課 課長補佐 宮武 康江
共通研修 2 1. 障害者虐待を防止するために 2. 虐待が疑われる事案への対応	1. 虐待が疑われる事案が見られた時の対応について理解する。 2. 虐待を起こさないために必要なことについて理解する。	25 分 25 分	一般社団法人岡山障害者文化芸術協会 多機能型事業所アート＆ジョブセンター 荒木 岳志
共通研修 3 1. 虐待防止委員会の活性化 2. 身体拘束適正化委員会の運営	1. 事業所等で虐待が疑われる事案に対する具体的な対応方法を理解する。 2. 通報手順、事実確認から指導、処分までの流れ、事業所内の事実確認、事前準備等、虐待発生後のスキームを理解する。 3. 虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会に関する取り組みと、虐待防止担当者に求められる役割を理解する。	50 分	川崎福祉大学医療福祉学部子ども医療福祉学科 助教 種村 暁也
都道府県市町村自治体コース 1. 養護者による障害者虐待の防止と対応 2. 施設従事者等による障害者虐待の防止と対応 3. 事実確認調査における情報収集と面接手法	1. 養護者による障害者虐待の通報受理からの流れと、各段階の対応のポイントや、養護者支援の考え方を理解する。 2. 施設従業者等による障害者虐待の通報受理からの流れと、各段階の対応や施設への指導助言のポイントを理解する。 3. 事実確認調査における精度の高い情報収集と面接手法を理解する。	10 分 10 分 20 分	岡山市保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課福祉係 副主幹 村西 淳史